

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第 1 号基準 基本方針に 適合するもの であること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な 方針 3. 中心市街地の活性化の目標 を参照
	認定の手続	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事 項を参照
	中心市街地の位置及び区域に 関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域を参照
	4 から 8 までの事業及び措置の 総合的かつ一体的推進に関す る基本的な事項	9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総 合的かつ一体的推進に関する事項を参照
	中心市街地における都市機能 の集積の促進を図るための措 置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の 促進を図るための措置に関する事項を参照
	その他中心市街地の活性化に 関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必 要な事項を参照
第 2 号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するもの であると認め られること	目標を達成するために必要な 4 から 8 までの事業等が記載され ていること	4. から 8. を参照
	基本計画の実施が設定目標の 達成に相当程度寄与するもの であることが合理的に説明され ていること	3. 中心市街地の活性化の目標を参照
第 3 号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施され ると見込まれ るものである こと	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	4. から 8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確 であること	4. から 8. を参照